

食事サービスに関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅱ）を算定しており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：8時、昼食：12時、夕食：18時以降）、提供しています。

区分	算定項目 入院時食事療養（Ⅱ）	算定額 （1食につき）
食事療養	（1）（2）以外の食事療養を行う場合	536円
	（2）流動食のみを提供する場合	490円
生活療養	（1）食事の提供たる療養（1食につき）	450円
	（2）温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（1日につき）	398円